

学校生活における 事故防止の留意点

Ⅳ 学校生活における事故防止の留意点

1 小学校編 - 学校生活における事故防止の留意点 -

坂根清貴 (岡山県真庭市立中津井小学校校長)

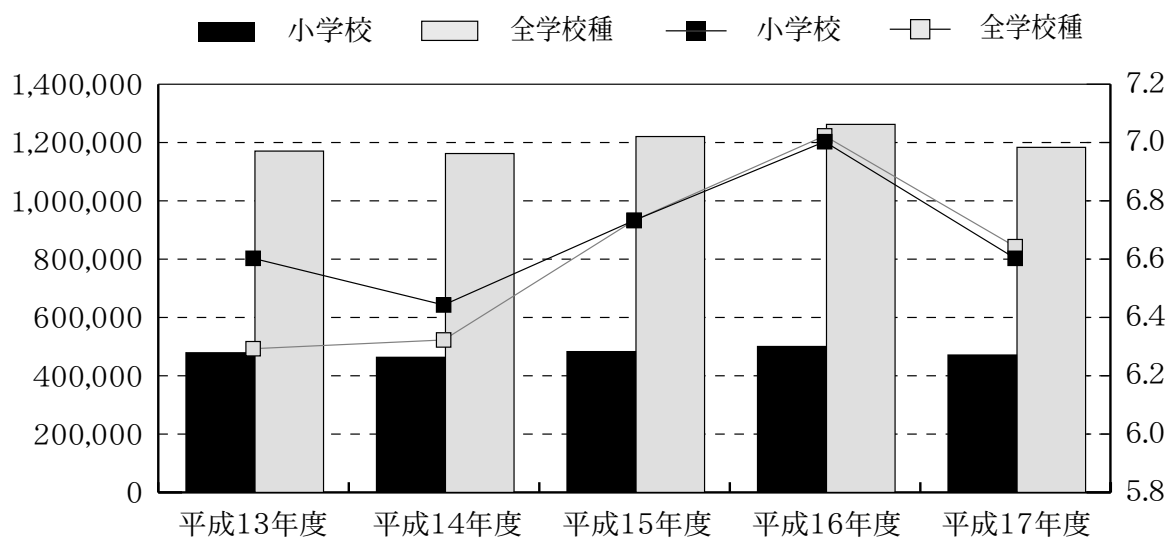
1 小学校における事故防止の留意点

小学校の管理下における児童の負傷・疾病の災害共済給付の対象になった発生件数及び発生率の平成13年度以降5年間の推移状況は以下のとおりで、過去5年間の平均発生率が6.6%※)、平均発生件数が約48万件で、推移の状況もほぼ横ばいであるが、詳細にみると、ここ2・3年は増加傾向にある。

学校管理下に限らず全ての負傷・疾病等は、偶然・必然を問わず複数の条件が揃わないと発生しないものである。その条件の一つでも減らすことにより、事故を防ぐことができたり、障害が残るような事故が防げたりするのではないかと考える。

そこで、ここでは、平成17年度内に発生した負傷・疾病等から、事故防止に向けた留意点について考えてみたい。

図1 小学校の負傷・疾病事故災害の発生件数と発生率



(※) 過去5年間の総発生件数 (2,397,354) ÷ 過去5年間の加入者総数 (36,304,008)

表1

	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率
小学校	479,062	6.60	463,476	6.44	482,991	6.73	500,540	7.00	471,285	6.60
全学校種	1,170,686	6.29	1,162,276	6.32	1,220,578	6.73	1,262,280	7.02	1,183,471	6.64

(1) 障害発生事故

(表2)

場合1	場合2	場合3	件数	計	
休憩時間	休憩時間		29	59件 (48%)	
	昼食時休憩時間		15		
	始業前の特定時間		8		
	授業終了後の特定時間		7		
教科	体育	器械運動	5	12件 (10%)	20件 (16%)
		ボール運動	4		
		その他	3		
	理科		6		
	その他(図工・家庭科)		2		
特別活動	学級活動	清掃	8		18件 (15%)
		給食始動	2		
		その他 (お楽しみ会等)	8		
学校行事	体育的行事		1		6件 (5%)
	集団宿泊的行事		2		
	学芸的行事		1		
	勤労生産・奉仕的行事		2		
通学	登校中		6		14件 (11%)
	下校中		8		

上記表2は、平成17年度に学校管理下で発生した事故により、障害が発生した事故、総数124件の内、主なものを表にしたものである。一目見て分かるように、「場合1」で区分されている教育活動以外の休憩時間に全体の48%と多く発生している。次に多いのは、教科の中でも体育の授業中が多く、全体の10%、教科の中で発生した事故では60%を占めている。そして、特別活動の学級活動、学校行事中の事故の順となっている。

また、登下校中の事故については、学校管理下として扱われるがここでは校内の事故について考察し別項に記述する。

(ア) 休憩時間中の事故防止

(表3)

災害発生状況	件数	災害発生状況	件数
追いかっこ・鬼ごっこ等	12	ボール遊び(球技も含む)	4
遊具・体育用具施設での遊び	11	物の投げ合い	3
児童同士の衝突	6	けんか	3
ふざけて	5	その他	15

(※著者区分)

表3は、表2の休憩時間中の障害発生事故59件の災害発生の状況を示したものである。「追いかっこ・鬼ごっこ等」や「遊具等での遊び」が多く、小学校期における事故の特徴をよく表した結果となっている。

平成15年度中に災害医療給付を受けた負傷・疾病の場合別の状況では、やはり休憩時間中が全体の52.5%で最も多く発生しており、事故防止のためには、この時期の児童の発育発達段階における特徴を考慮して具体的な指導を行う必要がある。

小学生の時期は、中・高校生に比べ身体的にも、精神的にも低く、自己中心的な行動が多いこと、注意力が散漫であること、その時の気分によって行動すること、何事にも好奇心が強いこと、危険な行動でもすぐまねること、などの特性がある。しかし、一方では、教師や保護者のしつづけを素直に受ける時期でもあるので、安全指導に対して習得に個人差はあっても、一応に素直に受け止め身につけようとするところから、事故防止のための安全教育の最適な時期であり、一通りの指導が可能で、その効果は大きいと考えられる。

そこで、事故防止のための留意点として、次の指導を学年に応じて徹底する必要がある。

- 具体的な事象例をとおした遊びについての安全指導を行う。
- 遊具の危険性について知らせ、使用の仕方について学年及び学校のルールを決める。
- 遊びや運動に適した服装をさせる。(たすき等は取って遊ぶ)

これらを、児童の活動を極端に抑制することなく、ある程度の禁止行為を十分に確認させる指導を行えば、お互いが注意し合いながら過ごすことができる。

また、休憩時間等の遊びは教師の目が届いていないときが多いことと、平成17年度の障害事故の中には遊具の安全点検の瑕疵による事故も発生していることから、次のことについて教職員で共通理解をしておき指導にあたる必要がある。

- 児童の遊びの行動観察を行い、潜在危険を把握し、危険を排除するか、又は新たなルール作りを行う。
- 遊具について定期及び日常の安全点検、また、児童からの情報を基にした臨時の安全点検を実施する。
- 児童の体力・運動能力の実態を把握しておく。
- 特異の問題のある児童に対しては、教職員で共通理解をして能力に応じた指導をする。
- 遊び等に入る前等精神的に安定感を持った状態でできるようにする。

休憩時間等は、児童は開放感から、とかく無意識のうちに危険な行動に入る場合があり、事故の発生も多く、また、けんか等いざごぎも起こっている。したがって、上記のような措置等を講じるとともに、事故の発生状況や原因・関連要因等を十分に把握して指導することが重要である。

(イ) 授業中等の事故防止

① 体育における事故

表2のように、教科の中で発生した障害事故は20件で、その中でもやはり体育が12件と一番多い状況である。その体育の中の事故も器械体操とボール運動が多く、技能や体力の未熟さからくる事故であり、小学校の事故の特徴を表している。

器械体操の事故は、跳び箱2件、マット2件、鉄棒1件で、状況を見ると、手をつき損ねた

り手に負荷がかかり過ぎたりしての事故や、回転したとき自分の膝を目や口に当ててなどによる障害である。

器械体操は、筋力、柔軟性、敏捷性、調整力などの幅広い全身の体力を必要とする運動である。また、小学校の子どもたちは「できるようになりたい」「跳べるようになりたい」と、自分の技能や体力を分からず、持っている力以上のことに挑戦しようとする時期でもある。そこで、器械運動での事故防止のためには、個々の体力や能力に応じて段階的な指導を行うことや常に緊張感を持って学習ができるような雰囲気作り・練習のルール作りを行うことが大切である。また、踏み切り板の状態や鉄棒の腐食、練習時のマットのたるみなどの処理等、安全管理の面でも設備や用具の点検や整備についての配慮が必要である。

次に多いボール運動では、サッカーで蹴ったボールが目当たる、ポートボールで相手と衝突する、ソフトボールで放したバットが頭に当たる、そして試合中興奮しすぎてのけんかが昨年度の障害事故で、器械体操同様ボールゲームの基本的な指導と危険に対する予測能力や回避能力を高める指導も必要である。

② 理科における事故

理科の時間における事故6件の内、転倒による事故1件、残り5件は全て実験中の事故である。そして、そのうち4件はアルコールランプに起因する事故であることが昨年度の特徴で、全て取り扱っているときの不注意によるものである。

理科ではガラス器具や薬物、アルコールランプなど危険なものを扱うことが多いため、事故防止のためには、器具や薬品、学習環境の整備などの管理面の指導と、実験に入る前など、手順を十分に理解させたり、薬品などの取り扱いについて正しく理解させたりして、正確に実験できるようにすることか大切である。

また、野外学習や野外活動についても、実験と同様に事前に自己管理の方法を身につけさせるとともに、安全指導を十分に行い事故防止に努める必要がある。

③ 特別活動における事故

障害事故の内、体育の次に目を引くのが特別活動、学級活動で区分されている中の清掃活動中の事故である。17年度の清掃中の障害事故は、追いかっこや遊び、清掃用具を振り回して人にあたる、人や施設に衝突するなどによるもので、事故の大半は、清掃時間中に清掃活動以外のことをしているときに発生している。

清掃時間は、子どもたちが分担場所に分かれるため教師の目のとどかない場合が多い。そこで、この時間帯の事故防止のためには、日頃から清掃時の安全指導の徹底を図るとともに、清掃時の安全な行動の取り方、清掃用具の使用の仕方などについて、特に、繰り返しの指導が必要である。

(ウ) 学校行事の事故防止

平成17年度中の学校行事での発生事故件数は6件で、全体の5%という状況である。勤労生産・奉仕的行事の2件は、清掃奉仕の活動中の事故で、発生原因は前述の清掃活動中と同様である。また、集団宿泊的行事の2件は、修学旅行中の散策での事故と、林間学校でベッドからの転落事故である。この2件については幸いなことに大きな障害が残るような事故ではなかったが、過去には同様な原因で死亡事故に至ったケースもある。学校行事での事故は、活動場所

が学校外であったり分散するため、気の緩みや集団の規律を守らないで発生することが多い。そこで、学校行事での事故防止にあたっては、次のことに留意する必要がある。

○行事の内容により予想される事故や過去の事故事例などをもとに、安全指導としての事前指導を徹底する。

○児童が自ら立てる活動計画の中に、安全に関する事柄が取り上げられるように指導する。

○一人一人が集団の一員として規律ある行動をすることが、行事を安全にし、より楽しく豊かなものにするを十分に理解させ、集団の規律を主体的に守るように指導する。

また、学校としては、目的地やコース等の安全について、実地踏査などにより事前に検討するとともに、児童の健康状態を十分に把握し行事に参加させることが事故防止には必要なことである。

(工) 通学中の事故防止

(表4)

場合別	状 況	件 数
徒 歩	転 倒	7件
	転 落	3件
	自転車等との接触	1件
	物が当たる	1件
自転車	接 触	1件
その他		1件

通学中の交通死亡事故

(表5)

場 合 別	件 数
登 校 中	8件
下 校 中	5件

表4は、表2で示した通学中の障害発生事故14件を、場合と状況別に件数をまとめたものである。特に目を引くのが転倒事故である。登校中6件の内3件、下校中8件の内4件と半数が転倒事故で、その状況も、登校中は、あわてていて転倒したり、ポケットに両手を入れていて転倒し手がつかなくて負傷したもの、下校中は、友達と遊びながら帰っていてぶつかり転倒、道路のくぼみや足を取られたり、突起物に引っかかりしての転倒などで、不注意が原因と思われる事故である。これらの事故の状況も、小学校期の児童の特徴をよく表している。学校では日頃から指導していることであるが、これらの状況から通学中の事故防止については、登校時には少し余裕を持って家を出ることや、下校時の事故の事例を基にして、家に帰り着くまでは気を抜かないで気をつけて帰る指導を繰り返し、そして、安全のきまり・約束事等を明確に設定し徹底することがやはり重要である。また、保護者とも連携を図り協力を得ることも大切である。

一方管理の面では、通学路の安全点検である。児童や保護者からの情報や事故発生場所の把握など、通学路は常に変化するものと考えながら、安全な通学路の確保にも努めなければならない。

そして、学校として指導を徹底し防がなければならないのが、表5に示した交通死亡事故である。平成17年度の供花料対象(※)の死亡事故17件の内13件が交通死亡事故である。

13人の児童の尊い命が通学中に交通事故で失われてしまったのである。誠に痛ましく残念なことである。児童が巻き込まれる交通事故は通学中に限られているわけではなく、放課後や休

日にも多く発生している。警察庁の平成17年中に15歳以下の幼児児童生徒の交通死亡事故者数は182人で16年より39人減少はしているが、毎年多くの尊い命が交通事故により失われていることに違いはない。

交通安全教育の徹底については従来から強く言われてきていることであり、平成17年度中の学校の管理下の事故からも再度認識を強め、保護者や地域、そして警察等関係機関と十分な連携を図りながら、今後も交通安全教育の充実・徹底を強く望むところである。

(※) 供花料対象の死亡事故とは、学校の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により、死亡見舞金が支給されなかった災害事故のことをいう。

(2) 死亡事故の状況

平成17年度に見舞金の対象になる死亡事故が19件発生し19人の児童の尊い命が失われたわけであるが、その内、突然死（運動に起因すると思われるものも含む）が11件、事故と思われるもの4件、嘔吐物等をのどに詰ませたもの2件、そして、下校中に不審者からの被害にあったもの2件が発生している。

つい先程まで元気に活動していた児童が、心臓等に特に疾患がない児童が、突然に心肺停止状態になる。教職員にとっては信じがたい状況である。17年度の11件のほとんどがそのような状況で、その場に居合わせた教員や養護教諭等が心肺蘇生の救命救急処置を施し病院へ搬送したが、処置の甲斐無く死亡した事例である。これらの事故には積極的な防止策は無いであろう。

しかし、教職員の救命救急処置により命を取り止めたという事例もあることから、これらは特異なことではなく、どこの学校でも起こりうることであるので、平素から教職員の心肺蘇生等の訓練を行い十分に身につけておく必要がある。

そして、学校関係者が何よりも辛く残念なのが、下校途中、不審者による2件の連れ去り・殺害事件である。平成16年11月に奈良県で発生した事件の悲しみも冷めやらぬまま、再び起きた悲劇である。

相次ぐ事件を受けて、全国各地の自治体や学校では、通学路の安全対策として、多くの人々の力を借りた地域ぐるみの「巡回パトロール」、「子ども110番の家」の増設、防犯ステッカーの配布、学校では、通学路の安全点検、「地域安全マップ」の作成、子どもたちには、防犯ベルの配布、登下校中の安全についての指導の徹底、等々、様々な対策が進められている。登下校時の児童の安全を学校だけにその役割を求めるのは限界がある。しかし、交通事故の防止と同様に、学校が積極的に進める防犯活動や安全教育活動によって防げる事件や事故も必ずあると考える。

登下校中の安全確保に対する取り組みは「終了のない取り組み」である。しかし、今後同様の悲惨な事件が発生しないためにも、学校・家庭・地域、そして関係機関全てが連携協力をより強固なものにし推進していく必要がある。

2 中学校編

渡邊正樹（東京学芸大学教育学部教授）

(1) 学校生活における死亡事故防止

① 教育活動中の事故

- ・ 体育活動中

表1 体育活動中における発生状況

場 合 別	種 目 等	件 数	備 考
体 育	持久走	2	
	短距離走	1	
	その他	1	ジョギング
	小計	4	
特別活動	学校行事	1	体力テスト
そ の 他	登山	1	生活単元学習
課外指導	サッカー	1	
	軟式テニス	1	
	野球	1	
	柔道	3	
	剣道	1	
	小計	7	

体育活動のうち教科における死亡件数は全4件であり、すべて突然死と考えられるケースである。4件中2件の生徒は心臓疾患があったことが報告されており、他の2件はいずれも持久走時に発生している。また学校行事で発生したケースでは体力テスト実施中（20mシャトルラン）に突然死が発生している。心臓に疾患をもつ生徒だけではなく、日ごろからすべての生徒に対して健康管理・指導を行うことはもちろん、特に体育的活動においては当日の健康状態に十分な注意を払う必要がある。

課外指導も教科と同様であるが、突然死の場合は発生前より体調不良を訴えているケースもあり（表1の柔道による死亡3件中の1件）、指導者による日常の健康観察は非常に大切である。

しかし体育的活動中であっても運動そのものに起因する死亡事故だけではない。たとえば部活中の火の使用による火災が原因で死亡したケースや、トレーニング中にふざけて石灯籠に登って石灯籠の下敷きになった事故もある。課外指導においては練習や試合だけではなく、指導者は生徒の活動全般に注意を払う必要があるだろう。

- ・ 体育的活動中以外

表2 体育活動中以外における発生状況

場 合 別	活 動 名 等	件数	備 考
課外指導	吹奏楽	1	ネクタイによる窒息
特別活動	学級活動	1	
	学校行事	3	修学旅行（1）、駅伝応援（2）

体育的活動中以外での死亡は課外指導1件（吹奏楽）、学級活動1件、学校行事3件である。学級活動中の死亡は突然死によるものであるが、課外指導（吹奏楽）の死亡1件は自殺と考えられ、学校行事における死亡3件は修学旅行時の転落事故1件と駅伝応援時の交通事故2件である。学校行事での死亡事故はいずれも学外で発生したものであり、予見が非常に難しいケースであった。教師はこのような事例を参考として、学外での活動において発生が想定されるあらゆる事故について危険箇所を点検するなどによって、少しでも危険を減少させることが大切である。

② 教育活動中以外の事故

表3 教育活動中以外の発生状況

場 合 別	件 数	備 考
休憩時間	3	突然死が1件

休憩時間に発生した3件のうち、1件は突然死であり、残り2件は走って遊んでいる最中に窓ガラスを突き破った際のガラス破片による負傷と、友人が投げた竹の棒が顔面に刺さった時の負傷が原因となった死亡事故である。突然死以外の2件は防止が十分可能な事故である。中学生では自分の行動がどのような結果をもたらすかを十分理解できる年齢である。教師は単に危険な行為を注意するだけでなく、安全教育を通じて自分や他者のどのような行動が大きな災害を招くかを指導することが重要であろう。

③ 通学中の事故

表4 通学中の発生状況

場 合 別	件 数	備 考
徒 歩	10	うち1件は部活で試合会場へ向かう途中での事故（通学に準ずる）
自 転 車	5	

通学中の死亡事故のうち、10件が交通事故、5件がその他の原因による死亡となっている。交通事故は自動車との接触等のほか、自転車の転倒による事故も報告されている。安全な自転車の利用によって防げる事故もあり、安全教育によって正しい自転車の乗り方等を生徒に周知する必要がある。

交通事故以外の5件のうち、転落・転倒事故が4件ある。詳しい原因が不明のケースもあるが、通学路の安全確保や安全な行動については、教師だけではなく保護者や地域住民の協力を得ながら、安全点検を行うなど細心の注意を払う必要がある。

(2) 学校生活における障害事故防止

① 教育活動中の事故

・ 体育活動中

表5 体育活動中における発生状況

場 合 別	種 目 等	件 数	備 考
体 育	マット運動	3	
	投てき	1	
	サッカー	2	
	ソフトボール	2	
	バレーボール	1	
	ゴルフ	1	
	ターゲットバードゴルフ	1	選択体育
	フラッグフットボール	1	
	その他	1	百足競争（体育会の練習）
	小計	13	
特別活動	学校行事	6	体育的行事、集団・宿泊的行事 (スキー、スケート)
課外指導	新体操	1	
	水 泳	4	
	短距離走（陸上）	2	
	サッカー	5	
	テニス	3	
	ソフトボール	5	
	野球	17	
	バスケットボール	5	
	ハンドボール	4	
	バレーボール	3	
	卓 球	2	
	バドミントン	1	
	柔 道	1	
	剣 道	1	
	その他	3	部活中の競技以外の運動など
小計	57		

体育の授業時および課外活動を通じて、球技実施時に事故が数多く発生している。

最も事故が多いのが野球であるが、用具にかかわる事故と選手同士あるいは設備等（例えばグラウンドのサッカーゴール）との衝突に大きく分けることができる。前者ではボールを捕球しそこねたり、自打球を顔面で受けたりという事故がみられる。後者では捕球時に選手同士が衝突するケースが典型例である。これらの事故の背景には基礎的な技術習得が不十分であることが指摘できるが、選手同士の衝突を避けるために互いに声をかけるなど、基本的な危険回避を行うことがまず必要であろう。練習や試合の際にも、選手自身が常に自他の安全に配慮することができることが大切である。

ソフトボールも野球と同様であるが、ボール拾いの最中に他の選手が送球したボールが顔を直撃したというケースがある。選手自身の注意を喚起するとともに、練習場所の位置に問題がないか等、指導者が周囲に注意を払うべきであろう。

サッカー、バスケットボールも野球に次いで事故件数が多い。サッカーでは5件中4件でボールが顔面（目）を直撃したというものである。さらにそのうち3件が試合中に発生している。サッカーでは他者の至近距離でボールをけることが多いため、技術が未熟であったり、選手間に技術の差があったりした場合には事故発生の可能性が高まる。指導者は能力を配慮した練習・試合を計画するとともに、必要以上に危険プレーを避けるような指導を心がけるべきであろう。

バスケットボールにおいては身体接触が原因での事故が多く、前歯を強打するなどの負傷が目立つ。ルールを遵守して危険なプレーを避けること、基本的な練習を十分に行って危険回避能力を身に着けることなどの指導が求められる。ハンドボールも他の選手と接触することが多いため、同様に対応することが必要であろう。

バレーボールではチームメートとの接触やレシーブの失敗などによる事故のほか、レシーブのためコート付近にある用具と衝突したという事例がある。練習や試合においては、コート周辺に不要な物や事故の原因となる物品を置かないように注意する必要がある。もちろん施設設備自体の安全管理の徹底もいうまでもない。

テニスではラケットが他の選手の顔面を直撃した事例が挙げられているが、素振りの練習などでは他の部員と距離をとるなど日ごろの安全指導が大事である。

球技以外の種目では以下のような事故が発生している。

水泳では4件中2件が飛び込みに失敗して、プールの底に頭部を強打するという事故であった。このような事故は発生しやすく、重大な結果をもたらすことが少なくない。指導者は飛び込みの技術自体の指導を徹底するとともに、日ごろ練習に用いていないプールで飛び込む場合は水深に注意を払うことや、繰り返し練習する場合は注意散漫にならないように気持ちを集中するなどの安全指導を欠かすことができない。

陸上ではダッシュの練習中に砲丸が頭部を直撃するという事故があった。陸上競技では同じグラウンドで複数の種目が同時に練習することが少なくない。他の種目の練習状況に注意する、事故が発生しやすい種目間では練習時間をずらす、指導者は常に全体に注意を払うなど、関係者全員が安全を意識して行動することが必要である。

なお全体として練習や試合そのものに関わって発生した事故のほか、練習中にふざけていて発生した事故、けんかによる事故、応援中に発生した事故なども少なくない。体育活動中以外の安全指導と同様に、生徒自身が安全に行動することを機会ごとに指導する必要がある。

・ 体育活動中以外

表6 体育活動中以外における発生状況

場 合 別	活 動 名 等	件 数	備 考
理 科		3	
技 術		1	
国 語		1	
その他	教室の移動中	1	
特別活動	学級活動	8	うち5件は清掃中
	生徒会活動	1	
	学校行事	3	
	その他	1	

体育以外の教科（理科、技術、国語など）では6件の事故が報告されている。しかし学習活動に伴う事故は2件（理科の実験中の試験管破裂と、技術におけるバール使用による事故）のみであり、他の事故は移動中の衝突やけんかなどである。教科における安全指導はもちろんであるが、日常の学校生活における安全指導も重要である。

また学級活動の中には、校外学習中の転倒によって発生したものが含まれるが、同様の状況における事故は今後も予想されるものである。校外学習においては十分な安全管理・指導を行いたい。

特別活動においてはさまざまな事故が発生しているが、悪ふざけやちょっとした気の緩みによって起きているケースが目立つ。清掃用具などの道具を安全に使用すること、周囲の危険に注意を払うことなど、学校生活における基本的な安全行動を身につける必要がある。学校生活で発生する事故事例を教材とすることで効果的な安全教育を行うことができるであろう。

② 教育活動中以外の事故

表7 教育活動中以外の発生状況

災 害 発 生 状 況	件 数	備 考
休憩時間		
追いかっこ・鬼ごっこ等	7	
ふざけて・プロレスごっこ等	11	
けんか・暴力等	6	
転倒・落下等	2	
ドアや窓の開閉等	1	
その他の設備備品による	1	
その他	2	
合 計	30	

教育活動中以外の事故はすべて休憩時間で発生している。表7は状況別に集計したものだが、「追いかっこ・鬼ごっこ等」および「ふざけて・プロレスごっこ等」には、直接的には転落や落下あるいはドアに手をはさむなどの事故によって負傷しているケースも含んでいる。したが

って「転落・落下等」と「ドアや窓の開閉等」では、単独の事故もしくは他に原因がないケースのみとした。

まず「ふざけて・プロレスごっこ等」と「追いかけて・鬼ごっこ等」を合わせると障害事故の半数を超える。中学生では事故の原因と結果について理解できる年齢段階とはいえ、危険予測能力が不十分であったり、自己中心的な行動をとったり、あるいは好奇心ゆえに自ら危険な行動をとることが少なくない。自分だけではなく他者に対しても同様な行動をとるために、相手に怪我を負わすこともしばしばある。このことは教育活動中以外の行動だけではなく、教育活動中においてもみられる傾向である。

このような障害事故を防ぐためには、様々な事例をもとに事故の原因と結果について十分理解をさせる、危険な行動をとることによる被害の大きさを認識させる、施設設備を正しく使用させるなどの内容を含む安全教育を計画的に進める必要がある。

「けんか・暴力等」による障害事故については、生徒指導と連携を図りながら全学的に取り組み、事故を未然に防がなければならない。

なお1件だけであるが施設用品の安全管理が不十分なために起きた事故がある。壁にはめ込まれていた黒板の留め金が緩んだため、その黒板を教室内に立てかけていたところ、倒れて生徒が負傷したというものである。このようなケースでは負傷を未然に防げたはずである。教師は常に事故の可能性を意識しながら、安全管理に十分注意を払う必要がある。

③ 通学中の事故

表8 通学中の発生状況

場 合 別	件 数	備 考
徒 歩	1	
自 転 車	5	うち1件は通学に準ずる（部活）
鉄 道	1	通学に準ずる（部活）

通学中の障害事故は7件であるが、うち5件が自転車乗車中の事故である。電柱との衝突転倒、他の自転車との衝突、急カーブでの転倒などが挙げられるが、安全な乗車を心がけることで防ぐことができる事故が多いと考えられる。中学校では自転車通学が増加するので、改めて安全な自転車の利用や正しい点検の方法などについて学ぶ必要があるだろう。

3 高等学校・高等専門学校編

戸田芳雄（国立淡路青少年交流の家 所長）

（前文部科学省 スポーツ・青少年局体育官）

本項は、高等学校・高等専門学校の事故防止に関する留意点について述べる。17年度の事故発生の事例は高等学校のみであったが、その留意点は、高等専門学校にも共通する事項が多いので参考としてほしい。

(1) 学校生活における死亡事故防止

① 教育活動中の事故

・ 体育活動中 20件

表1 体育活動中における発生状況

場合別	種目等	件数	備考
保健体育	持久走	2	
	短距離走	1	
	バスケットボール	1	
	ソフトボール	1	
	武道	1	柔道
	その他	1	スポーツテスト
	小計	7	
特別活動	学校行事	2	球技大会2（ドッジボール1、バスケットボール1）
課外指導	サッカー	2	
	ラグビー	3	
	ソフトボール	1	
	バレーボール	1	
	武道	4	柔道1 剣道2 拳闘1
	小計	11	
合計		20	

体育活動のうち教科における死亡件数は合計7件であり、すべて突然死と考えられるケースである。いずれの生徒も心臓疾患の既往歴などはない。7件中2件は持久走時に発生し、他の2件も短距離を全力で走ったときに発生している。また学校行事では、2件でいずれも球技大会中に突然死が発生している。心臓に疾患をもつ生徒だけでなく、日ごろからすべての生徒に対して健康管理・指導を行うことはもちろん、特に体育的活動においては当日の健康状態に十分な注意を払う必要がある。

課外指導では11件発生しているが、幼少時に心臓手術した例（サッカー1件）、途中で体調不良を訴えているケースもあり（バレーボール部活動中1件、柔道部活動中1件）、指導者による活動中の健康観察が非常に大切である。

また、課外指導後に一人となり、そのまま死亡に至った例（柔道部活動後1件、剣道部活動

後1件) も含まれており、活動終了後の健康観察や複数で下校させるなどの配慮が必要である。

- ・ 体育的活動中以外 4件

表2 体育活動中以外における発生状況

場合別	活動名等	件数	備考
国語	着席中	1	転倒し、床に側頭部を強打
特別活動	学校行事	2	集団宿泊的行事（カヌー実習時の転覆）1 その他（文化祭準備中）1・・・突然死
	その他	1	ダンス演技後1・・・突然死
合計		4	

体育的活動中以外での死亡は教科指導1件（国語）、特別活動3件である。国語科での死亡は、授業中に左側に転倒し、側頭部を強打したものである。特別活動における死亡3件は、学校祭でのダンス後の突然死1件、文化祭準備中の砂利運搬中の突然死1件、集団宿泊的行事でカヌー実習時の転覆による事故1件である。

学校行事での2件の死亡事故はいずれも学校内で発生した突然死であり、予見が非常に難しいケースである。もう1件のカヌーの事故についても状況が常に変化し予見は難しいが、野外活動では、常にこのような事故が発生する可能性が高い。教師や指導者は、このような事例を参考として、学校内外にかかわらず、事故が起こらないようにするため、環境及び生徒の行動の両面から予測される幅広い危険の有無を点検し、改善や指導を行うことはもちろん、事故が起こったときの迅速な救助や救急体制を整えておく必要がある。とくに、校外における学校行事等の実施に当たっては、必ず事前調査を実施することは言うまでもない。

② 教育活動中以外の事故

- ・ 休憩時間 3件

表3 教育活動中以外の発生状況

場合別	件数	備考
休憩時間	3	突然死が2件

休憩時間に発生した3件は、体育授業終了後の休憩時間の突然死、昼食休憩時に4階窓に腰掛け誤って転落したもの、始業前の特定時間中での突然死である。最後の1件は、朝遅刻をして登校し5階まで走った後に嘔吐し、結果突然死に至ったケースであるが、高校生は自分の行動がどのような結果をもたらすかを十分理解できる年齢である。教師は単に危険な行為をそのたびに指摘するだけではなく、ホームルーム等での安全教育を通じて、学校生活での危険を予測させたり、回避の方法を考えさせたり、自分や他者のどのような行動が大きな災害を招くかを気づかせたりするような指導を行うことが重要である。

③ 通学中の事故

表4 通学中の発生状況

場 合 別	状 態	件 数	備 考
登 校 中	徒 歩	1	駅前（突然死）1
	自転車	2	犯罪被害の疑い（重症熱傷）1 突然死1
	原 付	1	転倒1
	小 計	4	
下 校 中	自転車	1	転倒1
	原 付	2	前方不注視2
	鉄 道	2	駅ホームで貨物列車に引かれる1 踏切で列車に衝突1
	小 計	5	
合 計		9	

通学中の死亡事故9件のうち、4件が道路交通事故、2件が突然死による死亡となっている。この場合の突然死は予測が困難と思われるが、交通事故は、原付自転車及び自転車の転倒による事故も報告されている。安全な自転車の利用によって防げる事故もあり、安全教育によって、危険を予測し、安全で正しい自転車の乗り方等を生徒に周知する必要がある。

それ以外に、鉄道事故が2件、犯罪被害の疑いが1件発生している。駅構内やホーム、踏切の安全、登下校中の安全について注意を促すとともに、各学校が連携したり、保護者やスクールガード、警察など地域の関係機関や住民の協力を得たりしながら、安全点検や実地の指導を行うなど細心の注意を払う必要がある。

(2) 供花料支給事故の防止

表5 供花料支給事故の発生状況

場 合 別	内 容 等	件 数	備 考
各 教 科	化 学	1	指導後にベランダから飛び降り
課 外 指 導	部活動	1	ソフトテニス（交通事故被害）
登 校 中	自転車	6	
	原 付	1	
	その他	2	同乗中2（大会参加1を含む）
	小 計	9	
下 校 中	徒 歩	1	
	自転車	5	
	原 付	2	
	その他	1	軽トラック同乗中
	小 計	9	
寄宿舎にあるとき		1	自殺
合 計		21	

供花料を支給するのは、学校の管理下において発生した死亡事故で、第三者より損害賠償等を受けた場合である。これらの事故は、その防止について前述の死亡事故と同様に一層力を入れる必要がある。

供花料を支給した学校管理下の死亡事故は、21件である。そのうち、交通事故が最も多く19件（うち登校中9件、下校中9件、課外指導1件）と大半を占めており、転落等による自殺が2件ある。

交通事故では、13件が横断中又は交差点での事故であり、交差点や道路の横断時の危険が最も大きいと言える。その他には、同乗中3件、酒気帯び運転被害1件等が発生している。

交通事故の防止については、通学中の事故防止の留意点で述べたことに加えて、通学路等の危険予測学習を行い、登下校中の安全について注意を促すとともに、生徒会での自主的な活動を推進したり、各学校が連携したり、保護者や警察など地域の関係機関や住民の協力を得たりしながら、安全点検や実地の指導を行うなど事故防止に対する学校や保護者の一層の努力が必要である。

また、近年、いじめ等による生徒等の自殺が多く発生しており、学校や教育委員会等では、その兆候を敏感に感じとったり、生徒や保護者が学校等に悩みなどを相談できる体制を整えたり、普段から教師と生徒、生徒同士の温かい人間的な交流（人間関係）を深めておく必要がある。

（3）学校生活における障害事故防止

① 教育活動中の事故

・ 体育活動中

表6 体育活動中における発生状況

場 合 別	種 目 等	件 数	備 考
保健体育	サッカー	6	ゴール移動1
	水 泳	2	飛び込み2
	バスケットボール	2	
	ソフトボール	2	手放したバットで2
	バレーボール	2	
	バドミントン	2	
	武 道	2	柔道2
	テニス	1	
	ハンドボール	1	
	野 球	1	隣の組のキャッチボール
	器械体操	1	マット運動
小 計	22		
特別活動	学校行事	1	健康安全・体育的行事（球技大会；ソフトボール）
課外指導	野 球	40	
	サッカー	9	
	バスケットボール	9	
	ソフトボール	3	
	バレーボール	5	
	バドミントン	1	
	テニス	2	
	ホッケー	4	
	ラグビー	3	
	アメリカンフットボール	1	
	ゴルフ	1	
	武 道	6	柔道4
	陸 上	1	棒高跳び
	自転車競技	1	
小 計	86		
合 計		109	

体育活動中の障害事故は、109件である。その内訳は、課外指導が86件と最も多く、保健体育科が22件と次いでいる。その他に、特別活動1件である。

保健体育科の授業時および課外活動を通じて、球技実施時に事故が数多く発生している。

最も事故が多いのが野球である。その内容をみると、保健体育と課外指導の合計41件のうち、主に自分の技術の未熟さや行動による事故（主として、自分自身の行動等に原因があるもの）16件、主に他の生徒の行動や施設・用具等にかかわる事故（主として他人や環境等に原因があるもの）19件、イレギュラーしたボールの捕球失敗などどちらとも判断しにくい事故6件となっている。

前者ではボールを捕球しそこねたり、自打球を顔面で受けたりという事故がみられる。後者では他者の投げた（打った）予期せぬ球に当たる、ネットの隙間から球が飛びだしてきて当たることなどがある。これらの事故の背景には基礎的な技術習得が不十分であることが指摘できるが、指導者・生徒ともに、他の選手との距離を十分取る、互いに声をかける、練習前・練習中など日頃から施設や用具を点検し、改善しておくなどの基本的な危険回避を行うことがまず必要である。

また、毎日の練習時など日頃から、練習前の用具や施設設備の点検整備、種目に応じた注意事項や練習方法の確認、健康管理や安全確保に必要なものの準備など、選手自身が常に自他の安全に配慮することができるよう部活動構成員全体で具体的に指導することが大切である。

ソフトボールも野球と同様であるが、打ち終わった際に投げた（手放した）バットが顔面に強打したというケースがある。打者となるものの注意を喚起するとともに、周囲の生徒の位置に問題がないか等、指導者及び生徒自身が周囲に注意を払うようにすることが必要である。

サッカーの事故が、15件あり、野球に次いで事故件数が多い。サッカーではボールや他と接触・衝突し顔面を直撃して、15件中5件で歯・口を負傷、3件で目を負傷、3件で股間を負傷している。他に、見過ごせないものに、ゴールポストの移動の際に右中指を切断している。これは、死亡事故にもつながる危険な行為であり、指導者の監督と細心の注意の元に安全に行く必要がある。

また、サッカーでは他者の至近距離でボールをけることが多いため、技術が未熟であったり、選手間に技術の差があったりした場合には事故発生の可能性が高まる。指導者は能力を配慮した練習・試合を計画するとともに、必要以上に危険なプレーを避けるような指導を心がけるべきであろう。

バスケットボールの事故は11件あるが、いずれも激しい身体接触が原因での事故であり、前歯を強打するなどの負傷が目立つ。ルールを遵守して危険なプレーを避けること、基本的な練習を十分に行って危険回避能力を身に着けることなどの指導が求められる。ラグビー、ホッケー、ハンドボール等も他の選手と接触することが多いため、同様に対応することが必要であろう。

バレーボールでは、レシーブミス、チームメートとの接触、トスの失敗などによる事故などがある。今回はなかったが、過去にレシーブのためコート近くの近くにある用具と衝突したという事例もある。練習や試合においては、技能練習の他にコート周辺に不要な物や事故の原因とな

る物品を置かないように注意する必要がある。もちろん施設設備自体の安全管理の徹底もいうまでもない。

テニスではラケットが他の選手の顔面を直撃した事例が1件、口論が1件あるが、素振りの練習などでは他の部員と距離をとるなど日ごろの安全指導が大事である。

球技以外の種目では以下のような事故が発生している。

水泳では2件中2件が飛び込み（スタート）に失敗して、プールの底に頭部を強打し、頸椎を損傷するという事故であった。このような事故は発生しやすく、重大な結果をもたらすことが少なくない。指導者は飛び込み（スタート）の技術自体の安全な指導を徹底するとともに、日ごろ練習に用いていないプールで飛び込む場合は水深に注意を払うことや、繰り返し練習する場合は注意散漫にならないように気持ちを集中するなどの安全指導を欠かすことができない。

器械体操（マット運動）では、倒立前転の失敗による頸椎を捻挫するという事故があった。

武道では、柔道で6件発生し、試合での負傷、体育の授業中の受け身の失敗、絞め技による低酸素脳症の事故があった。

運動部活動等では、一般に同じグラウンドや体育館で複数の種目が同時に練習することが少なくない。そのため、自分の種目はもちろん、他の種目の練習状況に注意する、事故が発生しやすい種目間では練習時間をずらす、施設設備や用具の安全を確認する、ネット等確実に隔離するなど指導者は常に全体に注意を払い、生徒も含めた関係者全員が安全を意識して行動することが必要である。

なお、全体として練習や試合そのものに関わって発生した事故のほか、練習中にふざけていて発生した事故、けんかによる事故、応援中に発生した事故なども少なくない。体育活動中以外の安全指導と同様に、生徒自身が安全に行動することを機会ごとに指導する必要がある。

また、全体をとおしての際立った特徴を挙げると、体育活動中の障害事故109件の内、歯・口の負傷による障害43件、顔面打撲による眼の障害事故が34件で、併せて7割に達する。体育活動以外・教育活動以外でも、歯・口の障害事故が23件、眼の障害事故が3件加わる。近年、この傾向が続いている。歯牙障害の克服は、非常に深刻かつ緊急な課題であると思われる。

特に、本センターでも研究指定校での研究を開始しているが、歯・口の障害防止策の一つとしてマウスガードの着用が効果的と考えられる。野球やバスケットボール、サッカー、ホッケーなどラケットやバットの使用、激しい接触プレーの伴う体育活動において着用を検討してみたらどうだろうか。

・体育活動中以外 20件

表7 体育活動中以外における発生状況

場 合 別	教 科 名 等	活 動 名 等	件 数	備 考
各 教 科	自立活動（養護学校）	股関節の機能訓練	1	
	教科総合実習	農作業（飼料詰め）	1	
	産業現場実習	ベルトコンベアー作業	1	
	専門コース実習	建築実習	1	
	乗船実習	漁業実習	2	
	その他	期末テスト	3	台風の突風で窓ガラス破損2
	小 計		9	
特別活動	学級活動		3	文化祭合唱練習 打ち上げ花火1 準備中のふざけ1
	学校行事	学生的行事（文化祭）	1	片付け中転落1
		集団宿泊的行事	2	修学旅行ボールが当たる1 集中学習中バスケット1
		勤労生産的行事	1	氷像製作
	その他		3	プレス加工中 下肢装具の装着中（養護学校） スキー教室
	小 計		10	
	課外指導	吹奏楽	1	
	合 計		20	

体育活動以外の教科では9件の事故が報告されている。そのうち5件は、いずれも実習中の事故で、農作業実習1件、ベルトコンベアー作業中1件、建築実習1件、漁業の乗船実習2件である。学校を離れての実習には多くの危険性が想定されるが、教師の事前指導や現場の監督者の指示を徹底していただくよう依頼するなどの対応をする他、基盤としての学校での実習や日常の学校生活における安全指導が重要である。

特別活動においては、10件の事故が発生しているが、主たる活動以外で悪ふざけやちょっとした気の緩みなどによって起きているケースが目立つ。道具を安全に使用すること、周囲の危険に注意を払うことなど、学校生活における基本的な安全行動を身につけることが重要である。学校生活で発生する事故事例を教材とし、具体的かつ効果的な安全教育を行うことが望まれる。また、企業でのインターンシップ中のプレス加工作業によって発生したものがあるが、同様の状況における事故は今後も予想されるものである。校外学習においては十分な安全管理・指導を行う必要がある。

なお、養護学校での事故が2件（自立活動での股関節をゆるめる運動中1件、下肢装具の装着中1件）ある。障害のある生徒の指導に当たっては、一人一人の障害の程度や内容を熟知し、安全に十分配慮して指導しなければならないことは言うまでもない。

② 教育活動中以外の事故

・休憩時間 12件

表 8 教育活動中以外の発生状況

状 態	件 数	備 考
転 倒	5	
衝 突	3	
ふざけ・レスリングごっこ等	2	
けんか・暴力等	1	
転 落	1	
合 計	12	

教育活動中以外の事故はすべて休憩時間で発生している。最も多いのが、「転倒」による事故で5件発生している。そのうち4件が教室や校門への移動中の事故である。衝突は3件で、内1件は天井に、2件は閉まりかけた入り口のドアに激突したものである。

その他には、友達とのふざけ・レスリングごっこ等が2件、けんかが1件、給食室の屋根にボールを取りに行つての転落が1件となっている。

このような障害事故を防ぐためには、様々な事例をもとに事故の原因と結果について十分な理解をさせる、危険な行動をとることによる被害の大きさを認識させる、施設設備を正しく使用させるなどの内容を含む安全教育を計画的に進める必要がある。

「けんか・暴力等」による障害事故については、生徒指導と連携を図りながら全校的に取り組み、事故を未然に防がなければならない。

③ 通学中の事故

・通学中の事故 19件

表9 通学中の発生状況

場 合 別	状 態	件 数	備 考
登 校 中	徒 歩	1	転倒 1
	自 転 車	9	転倒 6 衝突 3
	鉄 道	1	駅ホーム転落 1
	小 計	11	
下 校 中	自 転 車	7	転倒 5 衝突 1 転落 1
	原付自転車	1	転倒 1
	小 計	8	
合 計		19	

通学中の障害事故は19件（登校中11件、下校中8件）である。うち16件が自転車乗車中の事故である。例えば、下り坂でスピードを出しすぎたの衝突や転倒、縁石・段差でバランスを崩しての転倒や路外への転落、傘差し運転で乗用車に追突というような様々な事故が発生している。

ほかに、歩行中に階段で転倒、原動機付自転車での転倒などもある。既に述べたように、安全な利用を心がけることで防ぐことができる事故が多いと考えられる。高等学校では自転車通学が増加し、原動機付自転車など二輪車の利用もある中、地域の関係機関や専門家等の協力も得ながら実習や危険予測学習などを実施し、安全な自転車の利用や正しい点検の方法、二輪車の安全運転などについて具体的に指導する必要がある。

4 幼稚園・保育所編 - 事故防止の留意点「保育中の事故」 -

原本憲子 (江東区立なでしこ幼稚園園長)

平成17年度の幼児死亡事故報告には、落雪による窒息死、滑り台での首吊りによる多臓器不全死、水路転落による溺死があった。どの事故も一瞬の隙をついた事故である。また、防ごうと思えば防ぎうる事故であることが悔やまれる。事故の再発を防ぐために最善の事故防止策を心がけたいものである。

また、けがの報告の中には、固定遊具が原因の事故や、けんかやふざけが原因の事故が多く見られた。固定遊具が原因となった事故の場合、固定遊具そのものに欠陥が見られる場合もあるが、遊び方によって事故を誘発することも多い。安全管理と安全指導の両面からの十分な対策が必要である。平成17年度に起きた事故事例を基に、幼稚園・保育所等で起こりうる事故を想定し、防止のための具体策を立てる。

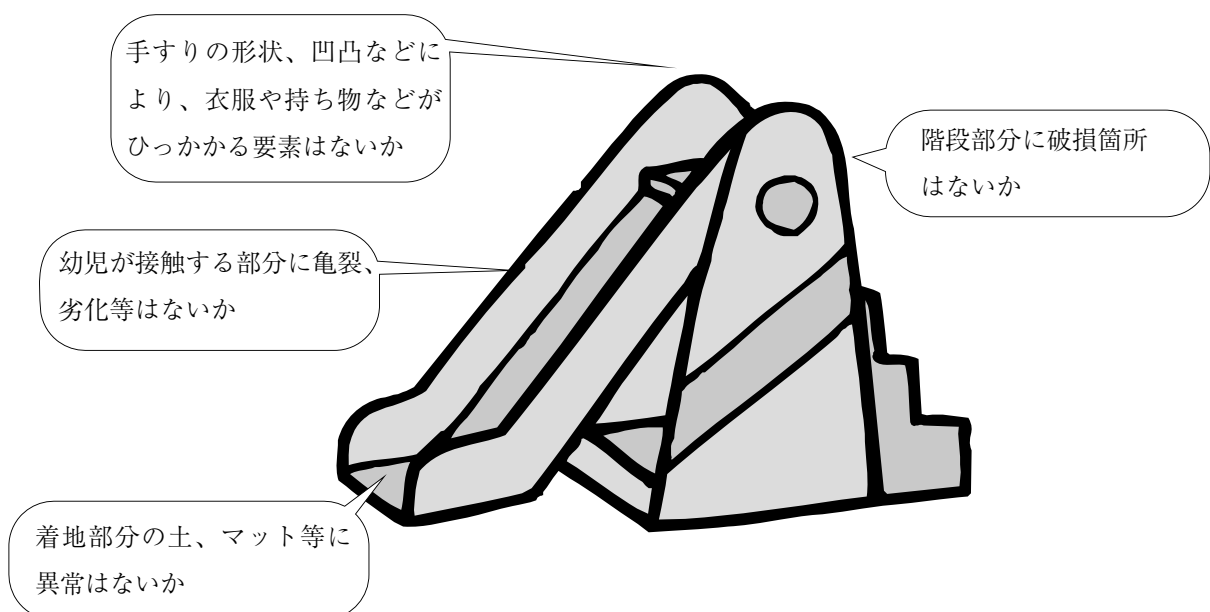
1. 固定遊具による事故防止

(1) すべり台

幼児の自然な行動の中に、「紐状のものを手にした時、不用意に首にかけたり、体に巻きついたりする行為」がしばしば見られる。幼児なりに理由のある行動ではあるが、大人には予想しにくい行為でもある。縄跳びの紐が自分の体に巻きついた時、やわらかい一本の紐が凶器になるということを、未発達な幼児が予測するのは極めて難しい。

すべり台の形状は様々である。滑る面がらせん状になっているものや複雑なデザインのものなど種類は極めて豊富である。保育者など幼児にかかわる者は、各園に設置されているすべり台や散歩等で遊ばせることのある公園等のすべり台の特徴を把握し、起こりうる事故を想定し、管理と指導を徹底することが重要である。

<安全管理チェックポイント>



<指導のポイント>

- ・ すべり台では、縄跳びなど別の遊具を併用しての遊びの危険について十分な指導を行い、基本的な扱いとしては禁止とすることが望まれる。
- ・ ふざけたり、友だちを押ししたりすることによる危険について、場面を具体的に想定し（おもちゃを手に持って滑っている姿、最上段で友達を押ししている姿など）、指導の徹底を図る。幼児はどのような行動が危険なのか、イメージしにくいことが多い。
- ・ 園庭開放など保護者の管理にゆだねる時間帯では、異年齢児（小さい子）が混ざって遊ぶことが予想されるため、保護者へ見守りの徹底を依頼し、各園の施設にあったルールをくり返し伝える。
- ・ 雨天の後は、使用させる前に必ず保育者等が状況を確認し、滑らないように雑巾で拭くなどの処置をする。

(2) ブランコ

幼児には、ブランコの揺り返しの危険や揺れによる体のバランスの崩れなどが理解できない場合が多い。また、常に正常な姿勢でこぐとは限らず、ブランコに乗りながら自らをヒーローに見立てて思わぬ動き方をする場合がある。ブランコに腹ばい状態に乗ったり、ブランコをねじったり、ブランコ同士をぶつけあったりして遊ぶ行為もよく見られる。幼児用の規格で作られているブランコであっても危険は限りなく想定される。単に監視と規制を強化するのではなく、幼児の行動特性を考慮した指導と援助がブランコでの遊びには求められる。

<安全管理チェックポイント>



<指導のポイント>

- ・ 幼稚園・保育所等では、集団生活の開始時期にブランコなど固定遊具の扱いについての指導を丁寧に行う。ブランコは乗っている幼児の行動と共に、周囲にいる幼児の行動が大きく影響される。「前に飛び出す」「横切る」などの行動を阻止する方策を園内で十分検討する。
- ・ 取り合いによる事故を防ぐために、「順番を待つ」指導を行う。
- ・ 冬季においては、手袋の使用、防寒着の着用状況等を丁寧に把握し、身のこなしに不都合が起きないように、状況に応じた指導を徹底する。

(3) ジャンゲルジム

幼児は遊びの中で、周囲の環境を利用しようとしたり、見立てたりして遊びを発展させることが多い。ジャンゲルジムは、その形から様々なものに見立てられ、遊びの場として取り入れられる。お城になったり戦いごっこの基地になったりする。そうした場合、ござや布切れ、人形などを持ち込んで遊ぼうとすることもある。また、「たかおに」のような「遊びの場」として使われることも多い。鬼遊びの中で大勢が群れて乗り降りして遊ぶ姿などもみられる。保育者としては、どこまでを遊びの発展として許容するか迷うこともある。しかし、ジャンゲルジムでは、落下、殴打などの事故が発生した場合は、障害の程度が致命的になることも予想されるため、安全管理と事故防止のための対策は、万全を期することが重要である。

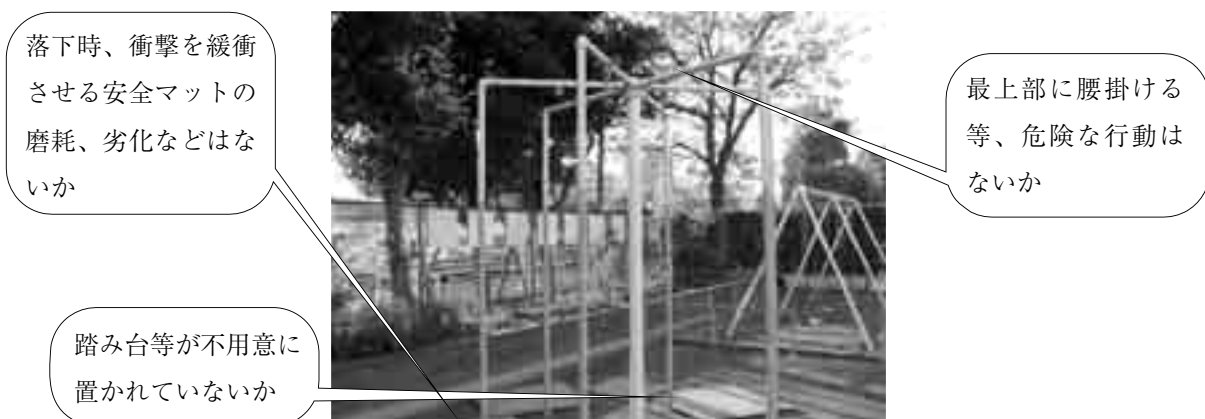
<安全管理チェックポイント>



(4) のぼり棒

幼児の行動特性の中に「上がることはできても降りることはうまくできない」「高いところからの落下の危険がイメージしにくい」などがある。結果、のぼり棒の上部にしがみつき、降りれなくなり泣き出す幼児や、のぼり棒の上部で立とうとしたりする幼児などがある。保育者や保護者がそばにいない場合、明らかに大事故を起こしかねない状況が予想されるが、のぼり棒では保育者や保護者は、懸命に登る努力をしている幼児に対しては、目を細めて励ましたり、褒めたりするが、その幼児の行動を見守り続けることは少ない。できるようになるには時間がかかり、変化の少ない行動の場合、目を転じてしまうことが多いためである。常に落下の危険を想定し、「見守りの徹底」を心がけることが肝要である。

<安全管理チェックポイント>



2. 施設・設備による事故防止

未発達な幼児が生活する施設での安全への配慮は、子どもの目線に立つことが極めて重要である。

幼稚園や保育所では、「はさむ」「衝突する」などによる事故が多発しているが、これらの事故は、大人が目線で施設を見ていると見落としてしまう危険が隠れているため、十分注意したい。

(1) はさむ

はさむ、はさまれる事故により障害を残した事例は、幼稚園や保育園では非常に多い。施設、設備の機能をよく見極め、危険箇所の確認、事故を想定して早めに対策を講じることが極めて重要である。

はさむ危険のある箇所の例	はさむ危険を防止するためのチェックポイント	はさむ事故を防ぐための対策例
玄関の扉	開閉時、蝶番部分に幼児の手が触れる恐れはないか	扉ストッパー装置の設置、ロープ、チェーンでの一時固定
門扉	送迎など開門時、幼児の手で安易に門扉が開閉されることはないか	送迎時の人の配置と指導の徹底、保護者への協力依頼
トイレのドア	部分改修等で外向きに開閉するドアはないか	ドアの外側に幼児が理解できるように「待ち位置」指定の表示を掲載
巧技台	組み合わせ部分の金具に異常はないか 巧技台の扱いの指導を徹底して行っているか	金具固定作業は保育者が行うことを原則とする 協同で扱う方法（持ち位置等）で教える

(2) 衝突

和式便器の一つを洋式便器に改装したために、一箇所トイレのドアが外向きに開く形状になったが、状況の違いを理解できない幼児が用便後、勢いよくドアを開けたため、外側にいた友達の顔面にドアが当たり、歯牙を損傷してしまうという事故事例が過去にあった。

(写真参照)

常に危険を予測して慎重に行動するというような幼児は少ない。幼児の行動特性の中には自己中心的行動が挙げられている。鬼ごっこのような遊びをしている時なども、興味の対象が集中してしまい広い場所でも、幼児同士が正面衝突し、顔面を殴打するという事故も頻繁に見られる。



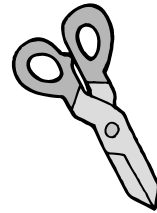
幼児の場合、衝突による事故を防ぐための特効薬を見つけることは極めて難しい。日頃から、体を動かす活動を十分に取り入れ、敏捷な体をつくる努力をすることが基本となる。そして、予測しうる事故に対しては、常に園内で十分検討し、幼児に理解させる指導を繰り返すことが重要である。

3. けんかによる事故防止

幼児が集団で生活する場においては、けんかやふざけあいによるトラブルは避けがたいものがある。けんかを制止するだけでは幼児期の望ましい発達は見えないことも周知のことである。しかし、事故報告の中には、たわいのないけんかが原因で予想外の事故に発展してしまったケースもみられる。近年、少子化や生活事情の変化なども影響してか、怒りやすい子、人とのかわり方がわからない子、年齢にふさわしい心身の発達が見られない子などの姿が多く見られる。けんかやふざけあいが度を越えてしまい、取り返しのつかない事故を引き起こしてしまう例も少なくない。また、けんかが原因の事故では、加害者と被害者の保護者の確執、園側の対応の不備に対する不信感などへ問題が発展し、難しい課題を引きずる場合もある。事故を防ぐための日常の保育における適切な指導と安全対策が必要である。

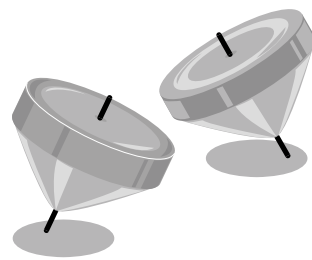
(1) けんかによる事故を未然に防ぐための保育前のチェックポイント

- ・ 園児が遊び始める前に、遊具・用具の安全確認を行う。特にはさみ等、刃物の取り扱いには十分注意する。
- ・ 年齢の低い幼児の保育室では、取り合いによるけんかが明らかに予測できるような遊具・用具等については、「数を揃える」「出すタイミング」などの配慮をする。
- ・ 遊びの場が混乱しないよう遊具の配置、生活環境の整備を十分に行う。



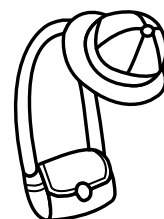
(2) けんかによる事故を未然に防ぐための保育中のチェックポイント

- ・ 保育中、保育者同士が声を掛け合い、遊びの場に死角を作らないようにする。
- ・ 保育者は、幼児の友達関係の実態を把握しながら、不安定な幼児や思いが通らずいらだっている幼児などの様子を感じ取った場合、すばやく援助し不安感や不快感を長引かせないようにする。
- ・ 遊びの場に混乱が生じた場合、「場を広げる」「場を移動する」などの援助をする。



(3) けんかによる事故を未然に防ぐための保育終了後のチェックポイント

- ・ 保育終了後の清掃時、保育者は、個人の引き出し、ロッカー、靴箱等を丁寧に確認し、トラブルの要因になる状況がないか把握しておく。
- ・ 保育者同士の情報交換を丁寧に行い、友達関係の実態を的確に把握しておく。



4. 園外保育（歩行中の事故防止）



幼稚園・保育所では、散歩や図書館訪問など、園外での保育の機会が多い。幼児の行動の実態の中には、家庭で十分歩く体験をしていないため、「転ぶ」「転倒する」「衝突する」などの課題も多い。歩行中、わずかな段差で転倒したり道路わきに止まっている自転車に自ら激突したりすることによる事故が発生している。なぜ、このような場所でけがをするのか、首を傾げたくなるような実態も少なく

ないのが現状である。保育者はできるだけ歩行の体験を重視し、発達に応じ、徐々に行動量を増やしていくことが望ましい。また、園外保育の場合、道路上の危険は身近な環境の中にも多く潜んでいることがあるため、たとえ行き先が園の近所であっても、事前のチェックを怠らないようにする。

5. 自然災害に対する保育者の意識高揚

昨年度の死亡事故事例の中に、例年を上回る豪雪に見舞われた園で、屋根からの落雪が原因の死亡事故が発生している。

自然災害はいつ、どのような形で起こるか予測しにくい、リスクを最小限に抑えることは可能である。日ごろから園での自然災害を想定した訓練や防災対策を行うことが重要である。



この事故においては、積雪情報の確認、気温の変化等による落雪への注意、園舎の構造と過去の落雪実態からの防護対策等、再点検が求められることと同時に、危険であると分かっている場所へ幼児が行ってしまったことに対する対策も再度、検討する必要がある。幼稚園・保育所等においては、対象が若い幼児であることから、「言って、聞かせても解からないことがある」という現実を、常に念頭に置き対策を講じる必要がある。



・・・かさをさした幼児の視界は、足もとの水溜りと
そこへ飛び込む自分のながぐつだけになる・・・
目前に迫る自動車の恐怖は、小さな傘によってすっぽりと遮断されてしまう。

幼稚園・保育所等における幼児の事故防止は、幼児の実態を知ることから始まる。玄関で、「待っていてね・・・」と、言われた数分間がじっとしていられず、外に出てしまい、水路で転落、幼児を溺死させてしまった事故が、平成17年度の死亡事故事例として報告されている。転落による溺死事故を防ぐためには、防護柵の整備等が必要であるが、同時に、「幼児から目を離さない」「幼児の行動を予測する」ことが保育者・保護者に課せられた大きな課題である。かけがえのない幼児の命を守るために、今一度、事故の事例から学び、事故防止のための対策を講じたい。